

家庭系廃棄物有料化方針（素案）に対する意見募集の結果について

家庭系廃棄物有料化方針（素案）に対する意見募集を行ったところ、次のとおり皆さまからご意見等をいただきました。お寄せいただいたご意見等の概要と東大和市の考え方を公表いたします。

なお、家庭系廃棄物有料化方針（素案）とは関連のないご意見等につきましては、割愛させていただきました。

◆意見募集期間 平成25年8月15日（木）から9月1日（日）まで
 ※市民の皆さまから多くのご意見をいただくため、最終受付については、9月11日（水）までとしました。

◆意見件数 76件（延べ194件）

◆提出手段 電話、Eメール、FAX、持参、説明会での発言

◆寄せられたご意見等と市の考え

| ご意見等の概要 | 市の考え |
|---|---|
| 目的・必要性に関すること（39件） | |
| ○今まで住民税の中に含まれていた家庭系廃棄物処理に対する徴収分を明確にし、住民税から差し引くのと同時に施行されない限り、ただの増税であり、不景気な折、市民としては到底納得できないものと考えます。（5件） | <p>家庭系廃棄物の発生抑制やより一層の減量を進めていくには、経済的インセンティブ（動機づけ）を活用することが重要と考えています。</p> <p>また、家庭系廃棄物の有料化は、家庭系廃棄物の排出量に応じた負担の公平化が図られること、市民の意識改革につながる等から、家庭系廃棄物の発生抑制等に有効な手段と考えられ、現に一定の減量効果が確認されています。</p> <p>家庭系廃棄物の収集について手数料を徴収する法的根拠としては、地方自治法227条においては「当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものについては、手数料を徴収することができる」とされています。</p> <p>家庭系廃棄物の処理は市の責務ではありますが、一方で家庭系廃棄物の処理を必要とする住民のために行うサービスの提供であり、そのサービス量に応じた手数料を徴収することは可能であります。</p> |
| ○子育て中で、家計も苦しくなる一方。有料化は厳しい。資源物の有料化には反対。他市でも聞いたことがない。市民から手数料を徴収する前に削減方法を考えるべきだ。 | |
| ○方針全体の印象として、市の費用負担の軽減のみを考えている印象がぬぐえない。ごみ減量について本気で考えた方が良いのでは。（2件） | |
| ○市民負担が増える（約2億円/年）。これでは、増税ではないか。税金以外のルートで市民から徴収できるのか。そもそもこれは、処理費用を補てんするものではなく有料化を実施するために必要な手段として市民に拠出してもらったものである。役目が終わったら2億円はそのまま残っているのだから市民に還元すべきである。（5件） | |
| ○有料化の目的について、説明資料での2億円が目的で有料化なのか、減量が第一の目的化なのか、並列なのか、方針が定かなく感じます。はっきりすべきです。（2件） | |
| ○びん・かん・ペットボトルを受益者負担にすることは理解できません。一部資源物の有料化は生産者等のリサイクルの確立の段階を踏んでからが良いと考えます。「出せばごみ、分ければ資源」の市民の考え方への精度を高める観点からも今までどおり無料とすべきです。（5件） | <p>市では、拡大生産者責任の原点に立ち、生産・流通の段階にまで遡る静脈流通により、製造事業者等の社会的責任を明確化すること、すなわちリサイクルの適正ルートを確立することにより、将来的には、容器包装廃棄物をはじめとする資源物の行政収集の頻度を減らすことで行政関与の低減を目指したいと考えています。</p> <p>なかでも飲料容器は、店頭回収の拡充を図り、リサイクルを推進する必要がありますが、現状は、限られた大型店による店頭回収が実施されているだけで、民間回収ルート（リサイクルの適正ルート）については不完全な状態です。</p> <p>現在、拡大生産者責任の確立にむけた社会の取り組みが不徹底なことから、収集・選別等の業務が市の役割となっており、多額な公費を投入しながら容器包装リサイクル法に基づく再商品化のための中間処理を行い、資源物を売却しています。このようなことから、飲料容器の減量抑制効果が働かない状況となっております。</p> <p>国においては、再商品化に係る資金拠出のあり方や排出処理方法等、容器包装リサイクル法の見直しの検討されており、廃棄物行政を取り巻く社会状況が変わりつつあります。</p> <p>また、多くの市民の皆さま等からも意見をいただいております。このことから、びん・かん・ペットボトルの有料化については、今後も検討を進めていきたいと考えております。</p> |
| ○びん・かん・ペットボトルの有料化に反対である。店頭回収には限りがある。（5件） | |
| ○一般廃棄物有料化の手引き（環境省）によれば、資源ごみについては、無料もしくは一般ごみより安くすることとしているが、市の方針では、同額と明記されている。これは廃棄物減量のインセンティブにも反し、不法投棄や別ルートが考えられる。また、紙・布の整合性も保てないのではないかと。 | |
| ○拡大生産者責任の考え方は賛成だが、本来は法律で定めるべきことだ。市単独で行った場合、事業者の競争力が落ち、価格やサービスで市民負担がかかってしまう恐れと市民と事業者のトラブルが増える懸念もある。事業者の理解を得るために、十分な説明を行う必要がある。 | |
| ○有料化の実施に向けた市民説明会を地域や自治会単位等で、きめ細かな説明を行ってほしい。 | <p>市では、環境への負担をできるだけ減らすため、更なる廃棄物の減量が必要であると考えています。家庭系廃棄物の有料化を実施することで、廃棄物の発生抑制や減量がなされるほか、廃棄物の減量意識の向上につながると考えています。家庭系廃棄物の有料化は多摩地域26市のうち、20市で実施され、全ての市で廃棄物が減っています。</p> <p>また、家庭系廃棄物の有料化だけでなく、様々なごみ減量施策を併せて実施していくことで、廃棄物を減らすことを目標としています。</p> <p>今後もより多くの方に家庭系廃棄物の有料化の主旨が正しく伝えられるように地域や自治会の説明会等を行ってまいります。</p> |

| | |
|--|--|
| <p>○3市（小平、武蔵村山、東大和）でごみ処理をしているため、同じ環境でやるべきである。お互いにごみを減らし、少しでもコンパクトな焼却炉に更新すると4団体の認識と異なる。（2件）</p> | <p>家庭系廃棄物の有料化を導入する最大の目的は、ごみの減量化と財政負担の軽減です。 限られた資源を有効に活用するとともに、可能な限り廃棄物を減らすことによって、焼却施設や最終処分場の負担軽減を図っていく必要があります。 こうしたことから、新たな仕組みづくりが必要であり、減量施策の推進を図るひとつの手段としても有料化の導入は大きな意義を持ちます。 家庭系廃棄物有料化は、市民の皆さんの廃棄物に対する減量意識が一層高まり、最終的には、廃棄物の排出抑制が図られるとともに、最終処分場の延命化に貢献するものです。 家庭系廃棄物有料化によって得られる具体的な成果は、多岐にわたることが見込まれます。</p> |
| <p>○ごみゼロプランでは、市民一人当たりの廃棄物排出量の目標を700gに設定している一方で、平成23年度の統計では759.9gの実績となっている。この乖離の59.9gを減らすために、市として如何なる努力をしてきたのか疑問であり、市民に対して、ごみ減量のため、何を、いつまでに、どのようにして欲しいかを実践してきたかと思うが、有料化に先立って、その周辺の事実関係を明確に述べる必要がある。</p> | <p>○市財政も限界にきている。有料化することについてもタイムリミットではないのか。市財政の負担を少しでも軽減し、若い人たちへ、市の借金を減らしていくことはとても大切なことだと思う。そういう点でも有料化の導入は良いことだと思う。（2件）</p> |
| <p>○清掃費に係る12億余りの費用の削減のための負担であること。日の出の最終処分場への持込分が許容量をオーバーしているのを削減すること。以上の2つにあると思うので有料化はやむを得ないと思う。</p> | <p>○この目的を有効に果たすためにも“みかえり（いくら返却する）”というようなインセンティブを下げるような曖昧なことはしない方がよい。</p> |
| <p>○市が示す減量指標値で最終処分場への搬入量は減らせるのか。（2件）</p> | <p>○ごみ有料化で本当にごみは減るのか。（2件）</p> |
| <p>○この目的を有効に果たすためにも“みかえり（いくら返却する）”というようなインセンティブを下げるような曖昧なことはしない方がよい。</p> | <p>戸別収集に関すること（43件）</p> |
| <p>○市が示す減量指標値で最終処分場への搬入量は減らせるのか。（2件）</p> | <p>○ごみ有料化で本当にごみは減るのか。（2件）</p> |
| <p>○この目的を有効に果たすためにも“みかえり（いくら返却する）”というようなインセンティブを下げるような曖昧なことはしない方がよい。</p> | <p>○戸別収集と現在の収集方法（集積所収集）の経費比較について公表してほしい。（12件）</p> <p>○本当に戸別収集を導入しなければならないのでしょうか。ごみ収集に関する費用が膨らむのではないか。（10件）</p> <p>○有料化することでの市民へのサービスとして戸別回収を行うことは経費の無駄使いです。現状の回収方法（ステーション回収）で有料化すれば個人の負担額も他市に比べて減額されるはずで、周辺の市町村の真似をせず、市民の事を考えた上での判断をしてください。（2件）</p> <p>○戸別収集の目的と期待効果が解らない。</p> <p>○戸別収集導入は有料化と切り離して検討すべきである。</p> <p>○集合住宅以外は市内から「集積場所」を撤去し、戸別収集して下さい。（2件）</p> <p>○何年も前から有料化戸別収集を望んでいました。他市も戸別収集するようになってから、ごみの出し方がよくなり、街がすごくきれいになっています。</p> <p>○集合住宅も戸別収集を取り入れてほしい。（2件）</p> <p>○戸別収集を導入するのか。そのとき、集合住宅は既存の集積所を使うのか。また、集積所のない集合住宅はどうするのか。集積所ネットはもらえるのか。（2件）</p> <p>○しっかり維持管理できている集積所については、戸別収集に切り替える必要はないのではないかと。（3件）</p> <p>○ステーション方式だからマナーが悪いような決めつけはしないでほしい。当市の分別がうまくいった背景にステーションがコミュニケーションの場になっていることがあげられる。</p> <p>○マンションについて、これまでどおり専用集積所を使うのであれば、管理会社任せにするのではなく、行政から住民への指導が必要である。</p> |
| <p>○この目的を有効に果たすためにも“みかえり（いくら返却する）”というようなインセンティブを下げるような曖昧なことはしない方がよい。</p> | <p>○戸別収集となったとして、回収時間を明確にできるか。（2件）</p> <p>収集については、午前8時から開始しますが、出される廃棄物の量や交通事情により変動するため、収集時間を明確にすることはできません。</p> |

| | |
|---|--|
| <p>○現状のごみ回収ステーションは誰の所有物となり、個人所有の土地になってしまうのか？</p> | <p>基本的には、戸建住宅については戸別収集を実施しますが、集積所を良好に維持管理できている場合（※原則として、道路、歩道上の集積所は除く）で、住民の中で合意がなされれば、既存の集積所を使用することも検討したいと考えております。 市に移管されている集積所で使用しない場合は、他の自治体の活用事例などを参考としながら、対応を検討していきます。</p> |
| <p>○戸別収集することで、カラス等の対策のためネットや専用箱を用意しなければならない。これらの物について、市から支給されるのか。個人で負担となれば、戸別収集導入は市民にとって負担増である。（2件）</p> | <p>戸別収集では、廃棄物の排出者責任の確立の観点から廃棄物の排出に必要なカラス等の対策用のネットや専用箱、バケツ等を使う場合については、自己負担で購入していただくこととなります。</p> |
| <p>制度に関すること（46件）</p> | |
| <p>○4種類の袋以外に 落ち葉・生葉等の「嵩張る」もの用に70または90ℓも販売してください。</p> | <p>指定収集袋については、実施している自治体を参考にしたところ、殆どの市が5リットル、10リットル、20リットル、40リットルの袋を作成しているところから、当市においても減量の観点から4種類の指定収集袋を考えております。 また、落ち葉等については有料化の対象から外すことを考えております。</p> |
| <p>○収集袋の大きさを20リットルはあまり使わないので、30リットルをつくってほしい。</p> | |
| <p>○指定収集袋の大きさ40リットルは、市販の袋でいう45リットル相当である。40リットル袋ではなく、45リットル袋をつくってほしい。</p> | |
| <p>○家庭から出る剪定枝・落葉や自宅前を清掃した際に出る少量のごみ等を有料化すると様々な弊害が出ると思うので、ものによっては無料にする等何らかの配慮をすべきである。（11件）</p> | <p>庭木などの剪定枝・落葉については、緑化の推進、環境の保護などの観点に立ち、他自治体の事例を参考にしながら、無料で収集するなどの措置を検討していきます。</p> |
| <p>○近所に公園があり、落葉が敷地内に入り込むし、道路も掃かなければならないが、その落葉も有料化の対象となるのか。（18件）</p> | <p>道路など公共の場所を清掃した際のごみの取り扱いについては、他自治体の事例などを参考としながら、無料で収集するなどの措置を検討していきます。</p> |
| <p>○指定収集袋で大きな袋は、排出抑制の観点から少し値段を高くし、使いにくくしてはどうか。</p> | <p>東大和市廃棄物減量等推進審議会の答申では、有料化に伴う手数料の設定については、環境省が示す「一般廃棄物処理有料化の手引」（平成19年6月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）の中で例示されている「収集運搬及び施設の運営管理費用に対して、概ね20%若しくは1/3を負担」の考え方を準用し、廃棄物減量効果の状況を見据えながら、単位容量当たりの単価を参考に市民の受容性や多摩地域の導入自治体の手数料額を考慮して決定することとし、有料化の目的に対する効果を踏まえ、廃棄物の排出抑制の経済的インセンティブが働く水準とする必要があることから、概ね「収集運搬及び施設の運営管理費用に対して、1/3の負担」とすることが望ましいとの方向性を示しています。 平成25年3月末時点での多摩地区19市の有料化実施市の平均手数料額は、可燃ごみ及び不燃ごみともに、単位容量当たり2円/ℓとなっています。 市民にとって過度な負担とならないことを踏まえ検討したところ、指定袋1ℓ当たりの単価は、2円が適当と判断し、袋の大きさに応じた手数料を設定します。</p> |
| <p>○免除される世帯はどれぐらいなのか把握できているのか。</p> <p>○国民年金のみの生活で所得の低い世帯は、毎月約500円の負担は大変ではないか。</p> <p>○免除の不公平さを感じる。不況の中やっとの生活を維持している者もいる。まじめにごみ減量や地域清掃に目を向けている人たちへの思いをくみ取ってほしい。</p> <p>○無料の袋が配布される「その他市長が認めた者」とはどのような場合か。</p> <p>○手数料負担は、家族が増えれば重くなるため最良の方法を提示してほしい。</p> | <p>生活保護受給者や障害者への手数料の一部免除などの措置については、有料化を実施している自治体の事例を参考にしながら、関係部署と協議し、検討していきます。 有料化を実施している自治体の事例では、一部免除する際には、年間に一定数の指定袋を配布するなどの方法を採用しています。 また、子育て、介護用などのおむつについても無料で収集するなどの措置を検討していきます。</p> |
| <p>○将来的に有価物の収集を全部民間ルートに替えるという考え方は良いと思う。</p> | <p>集団回収事業は、ごみの減量・資源化に寄与するだけでなく、地域のコミュニケーションが深まるとともに、廃棄物に対する意識が高まることから市民の意識改革を図るためには、重要な施策であると考えています。</p> |
| <p>○行政回収以外での有価物回収は、スーパーの回収ボックス、新聞社の古新聞の回収が身近なもので、集団回収と民間業者の利用を促すような施策も必要ではないか。（3件）</p> | <p>集団回収は、行政回収と比べ、収集運搬処理経費の縮減が図られるため、参加者の拡大や必要に応じて回収品目を見直すなど、今後も継続して集団回収事業の拡大に努めたいと考えています。</p> |
| <p>○リサイクル素材ではないごみ袋を焼却することは残念ですし、そのことは当たり前のように扱っていることが気になります。福岡市の事例ですと新しい指定袋経費6億円とありましたが、言い換えれば新しい袋を市民が買いそれを焼却することになります。</p> | <p>ご意見については、素案の検討への参考とさせていただきます。</p> |

| | |
|--|---|
| ○紙おむつについて、公的支給を受けているおむつを除くことに疑問を感じる。(2件) | 有料化を実施している自治体の事例を参考にしながら、関係部署と協議し、検討していきます。 |
| ○家族構成やライフスタイルそして大掃除等やむを得ず、大量にごみが出るため個数制限は減量効果を見てから考えるべきではないか。 | 現在のごみ・資源物分別ガイド(改訂版)における「ごみ出しのルール」に基づくもので、家庭系廃棄物の有料化に合わせて、個数制限(排出制限)を新たに設定するものではありません。 |
| ごみ処理手数料の使途について(23件) | |
| ○方針(素案)で想定されているごみ処理手数料総額とその使途、支出について個別具体的に金額を持って開示願いたい。(18件) | ごみ処理手数料による収入は、廃棄物の収集運搬及び処理、処分費用の一部に充てるほか、廃棄物の減量化・再資源化に係る施策に関する活動支援施策等の財源に充てていきます。 |
| ○ごみ処理手数料の使途について基本的に良いのですが、全手数料の概ね25%を「環境基金」と位置付け、環境関係の目的に使用することを提案します。 | |
| ○ごみ処理手数料のごみ減量のために限定して使ってもらいたい。 | |
| ○収集回数を減らすことでごみ減量を図ることができるのではないかと。(2件) | |
| ○今回の有料化による市の税収の増加予測額と利益率及び増益となった場合の利用方法について | |
| 市の取り組みに関すること(2件) | |
| ○生ごみ減量として、堆肥化があるが、その堆肥を使ってもらえないところがない。対策はあるのか。 | たい肥の利用先については、現在その用意ができないことから、市民の皆さんが広く使っていただくことを考える必要があります。 |
| ○統計的に有意な調査を大学等専門機関に依頼する等、各家庭から出るごみの実態を調査する。市民がどの程度のごみの種類、量を出しているのかを把握しないでごみの減量には当たれないのではないかと。 | 集積所(ステーション)から収集した廃棄物については、小平・村山・大和衛生組合で組成状況を調べております。 |
| 不法投棄・ルール違反に関すること(17件) | |
| ○歩道の植込み等に捨てられるポイ捨てごみは今以上に増えるものと思はれますが対策はありますか。(16件) | 有料化・戸別収集に変更することで、不法投棄の増加が懸念される場所です。集積所(ステーション)がなくなることで、これまで集積所の脇に出されていた不法投棄が歩道の植込み等の場所に投棄される可能性もあるので、警察署等との連絡体制の確立など防止対策を行います。 |
| ○市内美化運動を大々的に行うことを提案する。 | |
| ボランティアごみに関すること(1件) | |
| ○自治会、青少年対策委員会及び放課後子ども教室等のボランティア活動によるごみの排出については有料化の対象なのか。何らかの対策を考えてもらいたい。 | 自治会等のイベントでは、廃棄物が大量に排出されること。また、このようなイベントには、たくさんの市民が集まるため、そこでの廃棄物減量の取り組みは効果的な普及啓発の場とも成り得ます。したがって、先ずイベントにおける廃棄物減量を進めていただいた後、最終的に排出される廃棄物について対策を講じていければと考えております。 |
| その他(23件) | |
| ○8月15日の市報に「家庭系廃棄物有料化方針(素案)への意見募集」が掲載されており、廃棄物の問題は今までの施策に比べても格段に多くの(全市民の)生活に関わるものであるところから意見募集や説明会を行うこと自体は評価するが、説明会が8月21日～31日で、意見募集の締切が9月1日というのは、市民に熟考せずに意見を出せ(実際には出さず)というに等しい日時設定と考える。少なくとも2週間は延期していただきたい。またこのやり方は「公平」の原則に反する。(説明会を聞いて意見を出そうとする人のうち8月31日の説明会に行った人については時間が丸一日しかないことになる)。(2件) | 有料化方針(素案)については、8月15日より市のホームページ及び市報に掲載した公共施設により閲覧を可能といたしました。また、今回は市民説明会を開催することで、市民の皆様からご意見をいただく機会といたしました。有料化方針(素案)に対する市民意見募集については、市報8月15日号やホームページ掲載等により、市民の皆様への周知をさせていただきましたが、意見募集期間については、有料化方針策定に係るスケジュールを勘案する中で設定させていただいております。 |
| ○有料化及びそれに関する説明会の周知不足について市報、市役所内の掲示、新聞記事等ではないかと推測されるが、それだけでは不十分である。 | |
| ○有料化素案について、市報で概略説明すべきである。 | |
| ○市民から募集した意見について、全体の意見がどのようなになっているのか公表してほしい。 | |
| ○説明会で問題となったことに対する市の見解ははっきりさせて、素案から案になる過程において、議論の場少なくとも2～3回設けてもらいたい。 | |
| ○世帯数を基本とする現在の収集作業委託契約は見直す必要がある。 | 収集運搬委託料につきましては、集積所の増加に伴う、支出額の急増を防ぐため、世帯に基づく算出とされているところであります。 |

| | |
|--|--|
| <p>○事業系について、事業系手数料の歳入、約3千万円は少ないと思います。本来有料袋で購入しなければならない方々で未購入の方々が多くいらっしゃると思われ、公平なゴミ出しが必要です。各市の統計を取って確認すべきです。家庭でも有料化ですのよりそのことが求められ、不公平感が出たとき大変になると思われ。</p> | <p>事業系廃棄物については、事業者が自らか許可業者に依頼するなどして処理することや指定有料袋を購入して排出する方法としており、いずれも有料となっています。事業系廃棄物が、指定集積所（ステーション）に排出されているなどの問題につきましては、家庭系廃棄物の有料化・戸別収集により改善されるものと考えております。また、事業者に対しては、適正な排出を引き続き促したいと考えています。</p> |
| <p>○ペットボトル・かん・びんの回収ボックスを設置するようにスーパー、コンビニ、酒販売店、自販機設置者等に義務付けてほしい。（2件）</p> | <p>清涼飲料業界では、全国清涼飲料工業会の自販機自主ガイドラインの規定に基づき、飲料自販機脇に空容器回収ボックスを付設し、自販機から売られた飲料の空容器については、回収・適正処理を推進しています。</p> |
| <p>○当市の最終処分場への搬入量は30%の削減が達成できてはじめて平均値並みになる。当市を含め、小平、武蔵村山の減量施策に問題がある。当市は有料化で15%の減量を見込んでいるが残り15%は他の減量施策で対応しなければならない。他市の減量施策を研究する必要があるのではないかと。</p> | <p>ご意見については、素案の検討への参考とさせていただきます。</p> |
| <p>○1人1日当たりのごみ量（資源物を含む）で当市は26市中9位の少なさで平均も下回っている。それに対して最終処分場への持ち込み量はワースト6位がここ何年か定位置。これは可燃、不燃、粗大ごみの搬出量が多く、資源物の搬出量は少ない結果だと思われ、まずは衛生組合への搬入量の減量を進めてはどうか。</p> | |
| <p>○東京たま広域資源循環組合への超過金として毎年、多額の支出をしているが、東大和市の配分量はいくらになっているのかわかるように（案）の中で明示してほしい。</p> | |
| <p>○有料化実施後、ごみの量や市民意識について調査する必要があるのではないかと。</p> | <p>事務事業評価を行う上で市民意識調査等で市民の皆さんの意見を聴くことは重要であると認識しています。</p> |
| <p>○ペットボトルキャップを集めることで、世界の子供たちにワクチンを援助する活動があると聞いたことがある。 ごみ減量にもつながるため、ペットボトルキャップを有効活用してほしい。</p> | <p>これからのごみの減量施策の参考にさせていただきます。</p> |
| <p>○審議会での審議経過や委員構成を記載すべきと思う。 ○現状の国の方針からしますと素案名になるとは思いますが、東大和市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）の答申表題「廃棄物減量対策と処理費用負担の〇〇」の方が解りやすいように考えます。</p> | <p>ご意見については、素案の検討への参考とさせていただきます。</p> |
| <p>○有料化導入後のリバウンドについては認識しているのか。（2件）</p> | <p>多摩地域で有料化を実施している自治体の事例では、有料化導入後数年が経過し、経済的インセンティブ効果も薄れ、前年と比較し、排出量が増えている自治体もあります。しかし、有料化を導入することにより廃棄物総量が平均5～10%程度までの減少している状況があります。</p> |
| <p>○廃棄物の減量については、有料化によりインセンティブが生まれることは理解できなくもないが、それだけで済まされるものでなく、継続した考え方（情報開示・啓蒙の姿勢）が見受けられない。（3件）</p> | <p>家庭系廃棄物の有料化の導入は、廃棄物の減量施策の推進を図る手段として大きな意義を持つと考えていますが、発生・排出抑制と資源の有効利用等に努めた持続的発展が可能な社会を目指すためには、更なる廃棄物の減量と適正処理につながる併用施策が必要であると認識しています。多摩地域の導入自治体の事例を十分参考にし、事業の実施に向けて検討していきたいと考えています。</p> |